

毎週火、金曜日発行(但休日に当る日を除く)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例第一条の規定の施行期日を定める規則
- を鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則
- 福祉事務所長事務委任等に関する規則の一部を改正する規則
- ◇告示 昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号の一部改正

規 則

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例第一条の規定の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和三十九年七月三十一日
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三十九号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例第一条の規定の施行期日を定める規則

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例(昭和三十九年七月鳥取県条例第四十九号)第一条の規定の施行期日は、昭和三十九年八月一日とする。

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十九年七月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四十号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

目次の第四章第三節中「第十四款 婦人保護施設(第

七十条・第七十一条)を「第十四款 婦人保護施設
第十四款の二 母子休養
ホーム(第七十一条の二・第七十一条の三)」
に改める。

第十条婦人児童課の項第七号中「及び婦人保護施設」
を「婦人保護施設及び母子休養ホーム」に改める。
第十八条の表中

鳥取県史編さん
審議会

鳥取県史編さん審議会設置条例(昭和三十八年三月鳥取県条例第七号)
第二条の規定による鳥取県史の編纂についての調査審議に関する事務

を

鳥取県史編さん
審議会

鳥取県史編さん審議会設置条例(昭和三十八年三月鳥取県条例第七号)
第二条の規定による鳥取県史の編纂についての調査審議に関する事務

に

鳥取県特別職報酬等審議会

鳥取県特別職報酬等審議会条例(昭和三十九年七月鳥取県条例第五十三号)
第二条の規定による議会の議員の報酬の額及び知事の給料の額についての諮問に対する答申に関する事務

人事課

鳥取県あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師試験委員

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法(昭和二十二年法律第二百七
十号)第十三条第三項の規定によるあん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整
復師の試験、これらの者の業務に関する知事の指示、処分等に関する調査審
議に関する事務

を

鳥取県あん摩師、はり師、きゆう師、柔道整復師地方審議会

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法(昭和二十二年法律第二百七
十号)第十三条第三項の規定によるあん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整
復師の試験、これらの者の業務に関する知事の指示及び処分に関する重要事
項の調査審議に関する事務

に改め、

鳥取県あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師試験委員

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法第二条第一項の規定によるあ
ん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師の試験に関する事務

同条の同表の鳥取県改良普及員資格試験審査委員の項中

「鳥取県改良普及員資格試験及び資格設定に関する条例」
を「鳥取県改良普及員資格試験条例」に改める。

第二十八条第四号を第五号とし、第三号の次に次の一
号を加える。

四 本県物産の陳列及び展示に関すること。

第四章第三節第十四款の次に次の一款を加える。

第十四款の二 母子休養ホーム

(名称及び位置)

第七十一条の二 社会福祉施設設置条例第二条の規定に
より設置された母子休養ホームの名称及び位置は、次
のとおりである。

名	称	位	置
鳥取県立	しかの和泉荘		気高郡鹿野町

(分掌事務)

第七十一条の三 母子休養ホームは、母子福祉法(昭和
三十九年法律第二百二十九号)第二十一条第三項の規定
による低額な料金で、母子家庭に対して、レクリエー
ションその他休養のための便宜を与える事務を分掌す
る。

附 則

この規則は、昭和三十九年八月一日から施行する。

福祉事務所長事務委任等に関する規則の一部を改正す
る規則をここに公布する。

昭和三十九年七月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四十一号

福祉事務所長事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

福祉事務所長事務委任等に関する規則(昭和三十年四月鳥取県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号を次のように改める。

四 行旅病人、行旅死亡人及びその同伴者の救護又は取扱費用の限度を越える承認に關すること。(行旅病人及び行旅死亡人取扱規則五)

第二条第六号を次のように改める。

六 削除

第二条第十三号を次のように改める。

十三 削除

第二条第三十二号の次に次の三号を加える。

三十二の二 老人ホームへの収容等の措置に關すること。

(老人福祉法一)

三十二の三 老人ホームへの収容等の措置に要した費用の徴収に關すること。(同二八一)

三十二の四 遺留金品の処分に關すること。(同二七七)

1)

第二条第三十三号中「(戦傷法一七)」を「(戦傷特授法二〇)」に改める。

第二条第三十八号を次のように改める。

三十八 削除

第二条第四十一号中「關すること。」の下に「(児法四六一・二)」を加える。

第二条第四十二号中「(児則三七三)」を「(児法三五三)」に改める。

第二条第四十二号の次に次の一号を加える。

四十二の二 助産施設入所措置に關すること。(同二二)

第二条第四十三号を次のように改める。

四十三 母子寮入所措置に關すること。(同二三)

第三条第四号を次のように改める。

四 削除

第三条第八号を次のように改める。

八 削除

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第四百六十七号

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号(隣の指定について)の一部を次のように改正し、昭和三十九年八月一日から施行する。

昭和三十九年七月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「鳥取県立大山観光会館 西伯郡大山町大山字博労座四〇の一」を削る。